

第二百六十七条第一項

株式

投資口

株主

投資主

会社

投資法人

第二百六十七条第二項及

会社

投資法人

び第三項

株主

投資主

第二百六十七条第五項

株主

投資主

2

法第百十三条第三項の規定において一般事務受託者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十八条第二項及び第三項並びに第二百六十八条ノ二第一項及び第二項	株主 会社	投資主 投資法人

第二百六十八条ノ二第三項	株主	投資主
第二百六十八条ノ三第一項	会社 株主	投資法人 投資主

(会計監査人に関する読替え)

第七十二条 法第百十九条の規定において投資法人の会計監査人について株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第一項、第六条の二第二項及び第三項並び	株主総会	投資主総会

に第六条の三			
第六条の四第一項	定款		規約
第七条第三項	子会社に		子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。）に
	子会社の		子法人の
第十七条第二項	定時総会		投資主総会

（投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え）

第七十四条 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十六条	発起人	執行役員

第二百八十条ノ十七第二項	株券及端株券	投資証券
第二百八十条ノ十八第一項及び第二項	株主及株主名簿 株主	投資主及投資主名簿 投資主
第二百八十条ノ十八第三項において準用する第二百九条第一項	株主名簿 株券	投資主名簿 投資証券

2 法第二百二十三条第一項の規定において執行役員について商法第七十五条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十五条第四項	株式申込証	投資口申込証

3 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて商法第七十七条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり

とする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十七条第二項	株式申込証	投資口申込証

4 法第二百二十二条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ九第一項	株主	投資主
第二百八十条ノ十一第一項	取締役	執行役員
第二百八十条ノ十一第二項	株式	投資口
項において準用する第二百六十七条第一項	株主	投資主

5

法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について商法第二百八十条ノ十五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ十五第二	株主、取締役又ハ監査役	投資主、執行役員又ハ監督役員

第二百八十条ノ十一第二 項において準用する第二 百六十七条第二項、第三 項及び第五項、第二百六 十八条第二項及び第三項 、第二百六十八条ノ二並 びに第二百六十八条ノ三 第一項	株主	投資主
第二百八十条ノ十二	株主	投資主

項

(基準純資産額を算定するため最低純資産額に加える額)

第七十五条 法第二百二十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

第七十六条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十七条第一項	株式	投資口
	株主	投資主
	会社	投資法人
第二百六十七条第二項及び第三項	会社	投資法人
	株主	投資主
	株式	投資口

第二百六十七條第五項	株主	投資主
第二百六十八條第二項及び第三項並びに第二百六十八條ノ二第一項及び第二項	株主	投資主
第二百六十八條ノ二第三項	株主	投資主
第二百六十八條ノ二第一項	会社	投資法人
項	株主	投資主

(計算書類等の閲覧等に関する読替え)

第七十七條 法第三百二十二條第二項の規定において同條第一項の場合について商法第二百八十二條第三項の

規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第二百八十二条第三項		親会社	親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂フ）
子会社	書類（子会社が有限会社ナルトキ八有限会社法第四十三条ノ二第一項二掲グル書類）	子法人（同項二規定スル子法人ヲ謂フ）	書類

（親法人の投資主に関する読替え）

第七十八条 法第三百三十八条第四項の規定において親法人の投資主について商法第二百九十三条ノ八の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百九十三条ノ八第一項	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	子会社		子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル子法人ヲ謂

フ)

(計算に関する読替え)

第七十九条 法第三百三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十六条ノ五	社債	投資法人債
第二百八十七条	社債権者	投資法人債権者
	社債	投資法人債
第二百九十三条	利益又ハ利息ノ配当	金銭ノ分配
	各株主	各投資主
	株式ノ数	投資口ノ口数
第二百九十四条第一項	定款	規約

<p>項において準用する第二 二百九十四条ノ二第四 項において準用する第二 百六十七条第一項</p>	<p>株主</p>	<p>株式</p>	<p>株主</p>	<p>株主</p>	<p>株式</p>	<p>発行済株式ノ総数</p>
<p>株主</p>	<p>株主</p>	<p>株式</p>	<p>株主</p>	<p>子会社</p>	<p>株式</p>	<p>発行済株式ノ総数</p>
<p>投資主</p>	<p>投資主</p>	<p>投資口</p>	<p>投資主</p>	<p>子法人（投資信託及び投資法人に関する法 律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂 フ）</p>	<p>投資主</p>	<p>投資口</p>
						<p>発行済投資口ノ総口数</p>

百六十七条第二項、第三項及び第五項、第二百六十八條第二項及び第三項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項

(投資法人債の発行の最低価額を定めた場合に関する読替え)

第八十条 法第三百二十九条の四第四項の規定において投資法人債の発行の最低価額を定めた場合について商法第三百一条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百一条第四項	社債申込証	投資法人債申込証

(投資法人債管理会社に関する読替え)

第八十一条 法第百三十九条の五第七項の規定において投資法人債管理会社について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句	
第二百九十七条ノ三第一項及び第二項		社債権者	社債権者	投資法人債権者	投資法人債権者
第三百九条ノ四		社債権者	社債権者	投資法人債権者	投資法人債権者
第三百九条ノ五及び第三百十一条		社債権者集会	社債権者	投資法人債権者集会	投資法人債権者
第三百十一条ノ二第一項		社債権者集会	社債権者集会	投資法人債権者集会	投資法人債権者集会
第三百十一条ノ二第二項		社債権者	社債権者	投資法人債権者	投資法人債権者
会社	社債	社債	社債	投資法人	投資法人

第三百十二條第一項	社債権者	投資法人債権者
	社債	投資法人債
第三百十二條第二項及び 第三百十三條	会社	投資法人
	社債	投資法人債
第三百十四條第一項及び 第二項	社債権者	投資法人債権者
	会社	投資法人
第二項	社債権者集会	投資法人債権者集会
	会社	投資法人

(投資法人債に関する読替え)

第八十二條 法第三百十九條の六第一項の規定において投資法人債が二以上の者の共有に属する場合について商法第二百三條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三条第二項及び第三項	株主	投資法人債権者

2 法第三百二十九条の六第一項の規定において投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告について商法第二百二十四条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項	株主名簿	投資法人債原簿

3 法第三百二十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しくは投資法人債権者集会について商法第二百三条及び第二百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第三百三十三条及び第三百六十六条第二項	取締役	執行役員
---------------------	-----	------

4 法第三百三十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しくは投資法人債権者集会について商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法中改正法律施行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一条	定款	規約

（投資法人債に関する法令の適用）

第八十三条 法第三百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。）、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件

(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会和みなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保附社債信託法(以下「担保法」という。)第 二条第二項	商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百二十九条の三
担信法第四条第一項	一 動産質 二 証書アル債権質	一 証書アル債権質 二 株式質

-
- 二ノ二 株式質
 - 三 不動産抵当
 - 四 船舶抵当
 - 四ノ二 自動車抵当
 - 四ノ三 航空機抵当
 - 四ノ四 建設機械抵当
 - 五 鉄道抵当
 - 六 工場抵当
 - 七 鉱業抵当
 - 八 軌道抵当
 - 九 運河抵当
 - 十 漁業財団抵当
 - 十一 自動車交通事業抵当

三 不動産抵当

	<p>十一ノ二 道路交通事業抵当 十二 港湾運送事業抵当 十三 観光施設財団抵当 十四 企業担保</p>	
<p>担信法第十九条</p>	<p>左ノ事項</p>	<p>左ノ事項（第十号ニ掲ゲタル事項ヲ除ク）</p>
<p>担信法第二十二條第一項</p>	<p>商法第三百一条第二項及第三項、第三百四十一条ノ三並ニ第三百四十一条ノ十二ニ掲ゲタルモノ</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の四第二項ニ掲ゲタルモノ</p>
<p>担信法第二十二條第二項</p>	<p>商法第三百一条第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五号、第三百四十一条ノ三並ニ第三百四十一条ノ十二</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第二項第四号乃至第七号及第十一号乃至第十四号</p>

<p>担信法第三十五条</p>	<p>商法第三百六条第二項、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二二掲ゲタルモノ</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ読替テ準用スル商法第三百六条第二項二掲ゲタルモノ</p>
<p>担信法第四十条第一項</p>	<p>商法第三百十七条、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二二掲ケタルモノ</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ読替テ準用スル商法第三百十七条二掲ゲタルモノ</p>
<p>担信法第五十八条</p>	<p>及商法</p>	<p>、投資信託及び投資法人に関する法律及同法ニ於テ準用スル商法</p>
<p>担信法第五十九条第二項</p>	<p>商法第三百二十条第三項及第六項（同法第三百二十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十条第三項及第六項（同法第三百二十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項</p>

<p>担信法第六十条</p>	<p>商法第二百二十四条</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第百二十四条</p>
<p>担信法第六十一条第三項</p>	<p>商法第二百三十九条第二項及第四項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第百三十九条第二項及第四項</p>
<p>担信法第六十二条</p>	<p>商法第二百三十条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第百三十条第一項</p>
<p>担信法第六十五条</p>	<p>商法第二百三十条第一項本文</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第百三十条第一項本文</p>
<p>担信法第八十二条第二項</p>	<p>商法第三百九条第二項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第百三十条第一項本文</p>

		<p>十九条の五第二項</p>
<p>担信法第八十三条第一項</p>	<p>付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得</p>	<p>担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為スコトヲ得</p>
<p>担信法第八十九条第二項</p>	<p>商法第三百九条ノ四</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九条の五第七項ニ於テ読替テ準用スル商法第三百九条ノ四</p>
<p>担信法第九十一条第一項及び第九十二条第一項</p>	<p>商法第三百三十六条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九条の四第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第一項</p>

<p>担信法第九十一条第三項 及び第九十二条第三項</p>	<p>商法第二百三十六條第二項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百二十九條の四第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六條第二項</p>
<p>社債等登録法施行令第六 十二条</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十條第五項 及第三百二十一條第二項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百二十九條の六第一項ニ於テ準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十條第五項 及第三百二十一條第二項</p>

（投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え）

第八十四条 法第四百一条第一項の規定において規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について商法第三百四十九条の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
-------------------	------------------	----------------

<p>第三百四十九条第一項</p>	<p>株主総会 会社 株主 株式</p>	<p>投資主総会 投資法人 投資主 投資口</p>
<p>第三百四十九条第二項に おいて準用する第二百四 十五条ノ三第一項</p>	<p>株式ノ額面無額面ノ別、種類 及数</p>	<p>投資口ノ口数</p>
<p>第三百四十九条第二項に おいて準用する第二百四 十五条ノ三第五項</p>	<p>株券</p>	<p>投資証券</p>

(最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更に関する読替え)

第八十五条 法第四百二十二条第一項の規定において規約の変更の決議であつて最低純資産額を減少させるこ
とを内容とするものについて商法第百条及び第三百七十六条第三項の規定を準用する場合におけるこれら

の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百条第一項及び第三項	会社八	投資法人八
第三百七十六条第三項	社債権者 社債権者集会	投資法人債権者 投資法人債権者集会

(解散に関する読替え)

第八十六条 法第百四十四条の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第一項	株主	投資主
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	株主 定款	投資主 規約

第四百六条ノ二第一項		
発行済株式ノ総数	株式	株主
発行済投資口ノ総口数	投資口	投資主

2 法第四百四十四条の規定において執行役員について商法第四百七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七条	読み替えられる字句 会社 株主 通知ヲ発シ且端株券ヲ発行シ タル場合ニ於テハ之ヲ公告ス ル	読み替える字句 投資法人 投資主 通知ヲ発スル

(合併に関する読替え)

第八十七条 法第五百十条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法

の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第五十六条第三項		読み替えられる字句	読み替える字句
	定款	ヲ代表すべき社員又ハ取締役	ノ執行役員	
第四百八条第一項	株主総会		規約	投資主総会
	取締役		執行役員	
第四百八条ノ二第一項	株主		投資主	投資主
	株式		投資口	
第四百八条ノ二第二項	株主		投資主	投資主
	株主総会		投資主総会	
第四百八条ノ三第一項	株主八		投資主八	投資主八
	株式		投資口	
第四百八条ノ三第二項に	株式ノ額面無額面ノ		投資口ノ口数	

<p>において準用する第二百四十五条ノ三第一項</p>	<p>別、種類及数</p>	
<p>第四百八条ノ三第二項において準用する第二百四十五条ノ三第五項</p>	<p>株券</p>	<p>投資証券</p>
<p>第四百十二条第一項</p>	<p>定款</p>	<p>規約</p>
<p>第四百十六条第二項において準用する第三百七十六条第三項</p>	<p>社債権者 社債権者集会</p>	<p>投資法人債権者 投資法人債権者集会</p>

2

法第百五十条第一項の規定において投資口を併合しない場合において合併によって消滅する投資法人の投資口を目的とする質権について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

<p>読み替える商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
-------------------	------------------	----------------

第二百八条	株主	投資主
第二百九条第三項	株主	投資主
	株券及端株券	投資証券
第四百十四条ノ二第一項	会社	投資法人
第四百十四条ノ二第二項	株主	投資主
において準用する第四百八条ノ二第二項		

(清算に関する読替え)

第八十八条 法第六十三条第一項の規定において投資法人の清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する民法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項並び	清算人	清算執行人

第四百二十九条		第四百二十六条		第四百二十五条		第四百二十四条第二項		第四百二十二条第一項及び第四百二十三条		第三百三十一条		同条第三項において準用する民法第八十一条第一項及び第二項	
清算人	株主総会	清算人	株式ノ数	株主	株主	清算人	社員	清算人					
清算執行人	投資主総会	清算執行人	投資口ノ口数	投資主	投資主	清算執行人	投資主	清算執行人					

2 法第六百六十二条第一項の規定において清算執行人について法の規定（当該規定において準用する商法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十七条第三項	役員会	清算人会
第三百二十八条第三項	執行役員	清算執行人
第九十四条第一項において準用する商法第二百三十八条	監督役員	清算監督人

3 法第六百六十三条第一項の規定において清算監督人について法の規定（当該規定において準用する商法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十条第二項	執行役員	清算執行人
第一百一条第四号	執行役員	執行役員及び清算執行人

<p>第百一条第六号</p>	<p>又は執行役員</p>	<p>、執行役員又は清算執行人</p>
<p>第百二条及び第百三条並びに第百四条において準用する商法第二百七十五条及び第二百七十五条ノ二</p>	<p>執行役員</p>	<p>清算執行人</p>
<p>第百十条第一項において準用する商法第二百七十五条ノ四</p>	<p>執行役員 第百十条</p>	<p>清算執行人 第百六十二条第一項ニ於テ準用スル同法第百十条</p>

4 法第百六十二条第一項の規定において清算人会について法の規定を準用する場合における法の規定（当

該規定において準用する商法の規定を含む。）に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第百六条第一項及び第二</p>	<p>執行役員</p>	<p>清算執行人</p>

項	第百六条第三項	役員会招集権者 監督役員	清算人会招集権者
第百六条第四項	役員会招集権者 役員会	清算人会招集権者 清算人会	
第百七条	執行役員又八監督役員 執行役員	清算執行人又八清算監督人 清算執行人	
第百八条第一項	執行役員及監督役員	清算執行人及清算監督人	
第百八条第一項において 準用する商法第二百五十 九条ノ二	各執行役員及各監督役員	各清算執行人及各清算監督人	
第百八条第一項において 準用する商法第二百五十	執行役員及監督役員	清算執行人及清算監督人	

5

法第百六十三條第一項の規定において清算執行人及び清算監督人について法の規定（当該規定において準用する商法の規定において準用する法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>九条ノ三及び第二百六十条ノ四第二項</p>		
<p>第百八条第一項において準用する商法第二百六十条ノ四第三項</p>	<p>執行役員</p>	<p>清算執行人</p>
<p>第百八条第一項において準用する商法第二百六十条ノ四第四項</p>	<p>執行役員又ハ監督役員</p>	<p>清算執行人又ハ清算監督人</p>
<p>第百八条第二項</p>	<p>執行役員</p>	<p>清算執行人</p>
<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第百九条第二項及び第百</p>	<p>役員会</p>	<p>清算人会</p>

十条において準用する商
法第二百六十六条ノ三第
三項において準用する第
百九条第二項

6 法第百六十二条第一項の規定において投資法人の設立の無効について商法第四百二十八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第四百二十八条第二項	読み替えられる字句 株主、取締役又八監査役	読み替える字句 投資主、執行役員又八監督役員
--------------------------	--------------------------	---------------------------

7 法第百六十二条第一項の規定において法第百七十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二に規定する清算執行人の職務を代行する者について同法第七十条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第七十条ノ二	読み替えられる字句 会社	読み替える字句 投資法人
----------------------	-----------------	-----------------

(特別清算に関する読替え)

第八十九条 法第六十四条第四項の規定において投資法人の特別清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十三条第一項	破産手続及企業担保権ノ実行 手続	破産手続
第三百八十三条第二項	仮差押、仮処分若八企業担保 権ノ実行	仮差押若八仮処分
第四百三十四条	仮差押、仮処分及企業担保権 ノ実行手続	仮差押及仮処分
第四百三十八条第二項に	株主	投資主
	清算人	清算執行人

<p>において準用する第四百一十三条第二項</p>		
<p>第四百四十二条第一項において準用する第二百四十四条第二項</p>	<p>取締役</p>	<p>清算執行人及清算監督人</p>
<p>第四百五十一条において準用する第四百四十七条及び第四百四十九条</p>	<p>清算人</p>	<p>清算執行人</p>
<p>第四百五十四条第一項 第四百五十六条において準用する第三百九十九条</p>	<p>株主 、整理委員、監督員又八管理人</p>	<p>投資主 又八監査委員</p>
	<p>人</p>	

(設立の登記に関する読替え)

第九十条 法第六十六条第三項の規定において投資法人について商法第六十一条及び第六十六条の規定を

準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一条	本編	投資信託及び投資法人に関する法律第三編
第六十六条第一項	第六十四条第一項ニ掲グル事項ヲ登記シ其ノ支店ヲ移転シタルトキ八旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第六十四条第一項ニ掲グル事項	投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第二項ニ掲グル事項
第六十六条第二項	本店又ハ支店	本店

2 法第六十六条第三項の規定において執行役員及び監督役員について商法第六十七条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十七条ノ二	本店及支店	本店

(清算執行人等の登記に関する読替え)

第九十一条 法第七十三条第三項の規定において清算執行人及び清算監督人について商法第六十七条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十七条ノ二	本店及支店	本店

(投資法人の特別清算終結の決定等に関する読替え)

第九十二条 法第七十四条第二項の規定による投資法人の特別清算終結の決定又は投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について商法第三百八十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十七条第一項	本店及支店	本店

(非訟事件手続法の規定の読替え)

第九十三条 法第八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十条第三項、第七百七十八条、第二百四条ノ四第一項、第二百七条第二項、第二百三十七条第二項、第二百三十七条第二項、第二百四十五条七条第二項、第二百四十五条	投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十一条第一項又八第六十三条第一項ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十一条第一項ニ於テ準用スル商法

ノ三第三項、第二百四十六条第二項、第二百五十八条第二項、第二百六十三条第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及び第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第一百五十三条第二項、第七十三条第一項、第一百八十一条第一項、第二百三十七条ノ二、第二百六十条ノ四第四項、第二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三条ノ八第	第三百四十九条第二項又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第五十条第一項ニ於テ準用スル商法第四百八条ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項ノ規定及び投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項ノ規定
--	--

<p>第二百二十六条第二項</p>	
<p>準用規定</p>	<p>一項及び第二百九十四条、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八条第一項但書、第十二条ノ二第一項、第二十八条ノ二第一項、第四十四条ノ三第一項、第四十五条及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項</p>
<p>第三項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第五十条第二項ニ於テ準用スル商法第一百十一条</p>

<p>第三百二十二条ノ五第一項</p>	<p>商法第七十条ノ二第一項但書 （同法第四百七条及ビ第二百七十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第九十条第一項又ハ第六十三条第一項ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書</p>
<p>第三百二十二条ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>執行役員又ハ清算執行人ノ職務ヲ代行スル者</p>
<p>第三百二十二条ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項） 同法第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム、</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十一条ニ於テ準用スル商法第三百四十九条第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項ノ規定又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第一百五十一条ニ於テ準</p>

	<p>第三百五十八条第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>用スル商法第四百八条ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項</p>
<p>第三百二十二条ノ六第二項</p>	<p>取締役</p>	<p>執行役員</p>
<p>第三百二十二条ノ二第一項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>
<p>第三百二十二条ノ三第一項</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百二十三条第一項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百二十二条ノ三第二項 において準用する第百二十九条ノ二</p>	<p>取締役及ヒ監査役</p>	<p>総投資主</p>
<p>第三百二十四条第一項、第</p>	<p>商法</p>	<p>執行役員及ヒ監督役員</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百四</p>		

<p>百三十四条ノ三及び第百三十四条ノ四</p>		<p>十四条ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五条</p>	<p>本店及ヒ支店</p>	<p>本店</p>
<p>第百三十五条ノ二第一項</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百四十四条ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五条ノ二第一項 において準用する第百二十九条ノ三</p>	<p>取締役及ヒ監査役</p>	<p>執行役員及ヒ監督役員</p>
<p>第百三十五条ノ四第一項 及び第百三十五条ノ五</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百四十四条ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五条ノ六及び第百三十五条ノ七において準用する第百三十五条ノ</p>	<p>本店及ヒ支店</p>	<p>本店</p>

六	第三百二十五条ノ七	株式交換、株式移転又ハ合併	合併
第三百二十五条ノ八	商法第一百一十一条第三項（同法第四百七条及ヒ第四百十五条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）	投資信託及び投資法人に関する法律第五百十條第二項ニ於テ準用スル商法第一百一十一条第三項	
第三百二十九条	本店及ビ支店	本店	
第三百二十九条第一号	清算人	清算執行人又ハ清算監督人	
第三百二十九条第四号	株式会社ノ取締役、監査役、代表取締役若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人	執行役員、監督役員、清算執行人又ハ清算監督人	
第三百二十九条第五号	株式会社又ハ有限会社ノ取締	執行役員又ハ監督役員	

	<p>第三百二十九条第六号</p>	<p>役又ハ監査役</p>	
	<p>株式会社ノ創立總會若クハ株主總會又ハ有限会社ノ社員總會</p>	<p>投資法人ノ創立總會又ハ投資主總會</p>	
<p>第四百十条</p>	<p>本法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百八十五条第一項ニ於テ準用スル本法</p>	

2

法第百八十五条第一項の規定において投資法人の特別清算について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える非訟事件手続法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第三百二十七条</p>	<p>清算人</p>	<p>清算執行人又ハ清算監督人</p>
<p>第三百二十七条ノ二</p>	<p>第三百三十二条ノ四及ビ第三百三</p>	<p>第三百三十二条ノ五</p>

	<p>十二条ノ五</p> <p>株式会社及ヒ有限会社ノ清算人ニ同条ノ規定ハ合名会社及ビ合資会社ノ清算人</p>	<p>清算執行人及ヒ清算監督人</p>
<p>第三百二十七条ノ二において準用する第三百三十二条ノ五第一項</p>	<p>商法第七十条ノ二第一項但書（同法第四百七十七条及ビ第二百七十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第六十三条第一項ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書</p>
<p>第三百二十八条</p>	<p>清算人 裁判所</p>	<p>清算執行人及ヒ清算監督人 裁判所又ハ金融再生委員会</p>
<p>第三百二十八条ノ三</p>	<p>清算人又ハ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為スヘキ者</p>	<p>清算執行人又ハ清算監督人</p>
<p>第三百二十八条ノ三において</p>	<p>取締役及ヒ監査役</p>	<p>執行役員及ビ監督役員</p>

<p>て準用する第二百二十九条 の三</p>	<p>第三百三十八条ノ四</p>	<p>第三百三十八条ノ六</p>	<p>第三百三十八条ノ六におい て準用する第三百三十二条 ノ二</p>	<p>第三百三十八条ノ七第一項</p>
	<p>商法第二百二十五条第四項又八 其準用規定</p>	<p>商法第四百二十三条第二項又 八其準用規定</p>	<p>総発起人又八総取締役</p>	<p>商法第四百二十九条又八其準 用規定</p>
	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第六 十二条第一項ニ於テ準用スル商法第二百 五条第四項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第六 十二条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二 十二条第二項</p>	<p>総清算執行人</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第六 十二条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二</p>

		<p>十九条</p>
<p>第三百三十八条ノ八第二項</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ八第二項 において準用する第三百三十一條第一項</p>	<p>取締役</p>	<p>清算執行人</p>
<p>第三百三十八条ノ九</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ十</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法</p>
	<p>及ヒ同法</p>	<p>並ニ投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法</p>
	<p>(同法第四百五十一條ニ於テ</p>	<p>及び投資信託及び投資法人に関する法律第</p>